

福島市上下水道局共同企業体取扱要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、福島市上下水道局（上水道事業）が発注する建設工事等に係る共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 共同企業体とは、特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体(以下「特定JV等」という。)若しくは経常建設共同企業体をいう。

- 2 特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)とは、大規模かつ技術的難度の高い工事(別表1参照)の施工に際して、技術力等を結集することにより確実かつ円滑な施工を確保することを目的として、工事ごとに結成される共同企業体をいう。
- 3 特定業務委託共同企業体(以下「特定業務JV」という。)とは、技術力等を結集することや、経営力や施行能力等を補完又は強化することを目的として、業務委託ごとに結成される共同企業体をいう。
- 4 経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)とは、中小建設業者が継続的協業関係を確保することにより、その経営力や施工能力等を補完又は強化することを目的として結成される共同企業体をいう。

(共同企業体活用の原則)

第3条 共同企業体の活用は、技術力等の結集により、単体企業による施工等に比べ効果的な施工等ができると認められる場合など、適正な範囲とする。

第2章 特定建設工事共同企業体及び特定業務委託共同企業体

(対象工事等)

第4条 特定JVにより施工することができる工事は、福島市上下水道局制限付一般競争入札(建設工事)実施要綱(以下「制限付一般競争入札要綱」という。)第3条第3項の規定に定めた工事とする。

- 2 特定業務JVにより施行することができる業務委託は別途定める。

(構成員の数)

第5条 特定JV等の構成員数は原則として2社又は3社とし、工事又は業務委託ごとに定めるものとする。

(構成員の技術的要件等)

第6条 特定JVのすべての構成員は、次の各号の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 発注しようとする工事(以下「発注工事」という。)に係る工事種別について、福島市競争入札参加資格審査事務処理要綱(以下「審査要綱」という。)の規定に基づく競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (2) 発注工事に係る工事種別に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種につき、許可後の営業年数が3年以上であること。
- (3) 原則として、発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請としての施工実績があり、かつ、当該発注工事と同種の工事を施工した元請又は下請としての実績を有すること。
ただし、やむを得ない場合には、構成員の2分の1以上の者がこの要件を満たすことで足りるものとする。
- (4) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、工事現場に専任で配置し得ること。

2 特定業務JVにおける構成員の要件については、競争入札実施公告により明らかにするものとする。

(構成員の組み合わせ)

第7条 特定JVの構成員の組み合わせは、発注工事に対応する工事種別(審査要綱に定める工事種別をいう。以下、同じ。)の有資格業者の組み合わせとする。

2 特定業務JVにおける構成員の組み合わせについては、競争入札実施公告により明らかにするものとする。

(代表者)

第8条 特定JV等の代表者(以下「代表者」という。)は、原則として構成員のうち施工能力又は遂行能力の大きい者で、中心的役割を担う者とする。

2 代表者は、工事又は業務委託の履行に関し、特定JV等の代表として、発注者等との折衝並びに請負契約に関する権利を有するものとする。

(出資割合)

第9条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大とする。

2 特定JV等の構成員のうち、最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の構成員数に応じ、次の各号の定める割合以上とする。

- (1) 2社の場合 30パーセント
- (2) 3社の場合 20パーセント

(資格審査等)

第10条 特定JV等により競争入札を実施するときは、あらかじめ、その旨及び次の各号に掲げる事項を公告し、これにより参加資格申請を行わせるものとする。このとき、制限付一般競争入札

要綱の規定に基づく申請書等を提出させるものとする。

- (1) 特定JV等により競争を行わせる工事又は業務委託である旨及び当該工事名又は業務委託名
 - (2) 工事又は委託場所
 - (3) 工事又は業務委託の概要
 - (4) 入札参加資格申請書の受付期間及び受付場所
 - (5) 特定JV等の構成員の数及びその組み合わせ、各構成員の技術的要件等及び出資比率並びに代表者要件
 - (6) 認定資格の有効期間
- 2 前項の申請を受理した特定JV等については、資格審査を行い、適格なものを有資格業者として認定する。
- 3 特定JV等の資格審査に係る具体的な手続き及び処理の方法については、制限付一般競争入札要綱の規定に基づく。

(入札参加資格)

第11条 前条第2項による入札参加資格の認定は、認定の対象となった工事又は業務委託についてのみ有効とする。

(協定書)

第12条 第10条第1項の規定に基づき提出する申請書に添付する特定建設工事共同企業体協定書又は特定業務委託共同企業体協定書は、別記様式1又は様式1-2に準じて作成するものとする。

(解散の時期)

第13条 特定JV等は、当該請負契約履行後3ヶ月を経過するまでの間は解散することができないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注工事又は業務委託に係る契約の相手方とならなかった特定JV等は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。

第3章 経常建設共同企業体

(対象工事)

第14条 経常JVにより施工することができる工事は、制限付一般競争入札要綱第3条第2項第2号の規定に定めたもの以外の工事とする。

(構成員の数)

第15条 経常JVの構成員の数は、2社又は3社とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められる場合に限り、5社までとすることができる。

(構成員の要件)

第16条 経常JVのすべての構成員は、次の各号の要件のすべてを満たすものとし、構成員の過半数は本市内に本店を有しているものとする。

- (1) 入札参加を申請する業種(以下「入札申請業種」という。)に対応する建設業法の許可業種について、許可後の営業年数が3年以上あること。
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1号に規定する要件を満たしていること。
- (3) 工事1件の請負代金の額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額以上である工事を施工するときに、入札申請業種に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

ただし、工事1件の請負代金の額が同項に定める金額の最低規模の3倍の額未満であり、かつ、他の構成員のいずれかが監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置することができるときは、残りの構成員は監理技術者又は主任技術者を当該工事現場に他の工事現場と兼任で配置することで足りるものとする。

(代表者)

第17条 経常JVの代表者(以下「代表者」という。)は、本市内に本店を有する者とし、原則として構成員のうち施工能力の大きいもので、中心的役割を担う者とする。

(出資割合)

第18条 代表者の出資割合は、構成員のうち最大とする。

2 経常JVの構成員のうち、最小の出資者の出資割合は、当該共同企業体の構成員数に応じ、次の各号の定める割合以上とする。

- (1) 2社の場合 30パーセント
- (2) 3社の場合 20パーセント
- (3) 4社の場合 15パーセント
- (4) 5社の場合 10パーセント

第4章 雜則

(特定建設業の許可の有無)

第19条 共同企業体が建設業法施行令第2条に定める金額以上になる下請契約を締結して当該工事を施工する場合には、構成員のうち1社以上が建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(構成員の脱退及び加入)

第20条 共同企業体の構成員のいずれかが脱退した場合には、残存構成員が共同連帯して工事完成又は業務完成の義務を負う。

2 履行期間中において一部の構成員が脱退した場合には、脱退した構成員が施工等の主導的役割を担っていたこと等により、残存構成員のみでは適正な施工等の確保が困難と認められるときに

は、当該工事等の契約権者は、残存構成員からの新規加入承認申請（別記様式3）に基づき、あらたな業者を当該共同企業体の構成員として加入させることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 共同企業体取扱要綱（平成13年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行日において既に結成している共同企業体については、従前の例によることができる。

附則追加

別表1（第2条関係）

「大規模かつ技術的難度の高い工事」の例

1 建築工事

- (1) 大規模なもの
- (2) 用途・工法等に特殊性が認められるもの

2 設備工事

- (1) 大規模なもの
- (2) 特別高圧受電設備・空調設備等で、高度な技術を要するもの

3 上水道工事

- (1) 净水場に係る大規模な一般土木工事
- (2) 大規模な管渠工事で、シールド工法・泥水推進工法等特殊な工法を用いるもの

4 用地造成工事

- (1) 大規模なもの
- (2) 地滑り・軟弱地盤等により特殊な工法を用いるもの

5 その他

特殊な構造・工法などで、水道事業管理者が特定建設工事共同企業体に施工させることが適當と認めるもの

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式 1

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当建設工事共同企業体は、次の事業を共同連帶して営むことを目的とする。

- (1) ○○発注にかかる○○建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、○○年○○月○○日に成立し、建設工事の請負契約の履行の3カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○市○○町○○番地
○○建設株式会社
○○市○○町○○番地
○○建設株式会社
○○市○○町○○番地
○○建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

○○建設株式会社 ○○%

○○建設株式会社 ○○%

○○建設株式会社 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営の方法)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について、協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員の利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者および構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に基づく割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により 残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

- 第18条 当企業体が解散した後においても、当工事につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

- 第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年　月　日

〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印
〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印
〇〇建設株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印__

特定業務委託共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) ○○発注にかかる○○業務委託（以下「業務委託」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○特定業務委託共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、○○年○○月○○日に成立し、業務委託の請負契約の履行の3ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務委託を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務委託に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○市○○町○○番地
○○株式会社
○○市○○町○○番地
○○株式会社
○○市○○町○○番地
○○株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務委託の業務に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

○○株式会社 ○○%

○○株式会社 ○○%

○○株式会社 ○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営の方法)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務委託の業務の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について、協議の上決定し、業務委託の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務委託の請負契約の履行及び下請契約その他の業務委託の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員の利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務委託途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者および構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務委託を完了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち業務委託途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帶して業務委託を完了する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第8条に基づく割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務委託途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務委託途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが業務委託途中において破産し、又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により 残存構成員のうちいずれかを代表者とができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

- 第18条 当企業体が解散した後においても、当業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帶してその責に任するものとする。

(協定書に定めない事項)

- 第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社ほか〇社は、上記のとおり〇〇特定業務委託共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年　月　日

〇〇株式会社

代表取締役 ○○○○印

〇〇株式会社

代表取締役 ○○○○印

〇〇株式会社

代表取締役 ○○○○印